

議案第 9 号

羽曳野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

羽曳野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 7 年 2 月 25 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

提 案 理 由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号）の一部改正に伴い、同法を引用する規定に条項ずれが生じたため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市職員の育児休業等に関する条例(平成4年羽曳野市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第12条第3項中「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

羽曳野市職員の育児休業等に関する条例 新旧対照表

新	旧
(育児部分休業の承認) 第12条 1・2 省略 3 非常勤職員に対する育児部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内(当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成30年法律第76号)第61条の2第20項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。)の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内とする。)で行うものとする。 以下省略	(育児部分休業の承認) 第12条 1・2 省略 3 非常勤職員に対する育児部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内(当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成30年法律第76号)第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。)の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内とする。)で行うものとする。 以下省略